

司法書士による

相続

遺言

成年後見

お気軽にご相談ください

無料相談会

相談して良かったー!



& 勉強会



in 小海町

令和5年

開催日

2月4日(土)

会場

北牧楽集館(受付:2階)
(南佐久郡小海町大字豊里285)

相談会

無料

時間 13:30~16:30

(最終相談は16:00から)

相談会は**予約制**です!

以下のどちらかの方法で、事前のご予約をお願いいたします。

予約方法① 長野県司法書士会HPの
ネット予約



長野県司法書士会HPの
予約フォームより
ご予約ください▶

予約方法② 長野県司法書士会事務局
電話予約 TEL.026-232-7492

勉強会

無料

予約不要

時間 13:30~14:30

(受付開始:13:15)

テーマ 相続、遺言の基本と
成年後見制度について

講師 公益社団法人成年後見センター
リーガルサポートながの支部
支部長 高野 哲浩

相談例

- ・土地の名義が先々代のまま、自分の名義にするにはどうすればいいの?
- ・実家が空き家となっている。相続登記はしないといけないの?
- ・相続人の中に行方不明の人がいて遺産分割協議ができない。
- ・遺言について知りたい。
- ・遺言書の保管制度について知りたい。
- ・一人暮らしなので認知症になった時が心配…
- ・知的障がいをもつ子どもの将来が心配… など

※相談時間は30分以内とさせていただきます。
※体調不良の方の相談をお断りする場合があります。
※新型コロナウイルスの感染状況によっては、中止とさせていただきます。

安心してご来場いただくために
感染症対策を行っております。



お問い合わせ



長野県司法書士会 事務局

〒380-0872長野市妻科399番地

TEL. 026-232-7492
<https://www.na-shiho.or.jp>

[主催]
・長野県司法書士会
・公益社団法人成年後見センター
リーガルサポートながの支部

長野県司法書士会の無料相談

当日、相談会に来られない方は、下記無料相談をご利用ください。

一人で悩んでいませんか？私たち司法書士は身近なくらしの法律家です。Web・電話による無料相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

Web相談

Zoomを使用して、相続に関連するご相談
(司法書士業務に関するものに限ります)を無料でお受けします。

相続に関する相談
(司法書士業務に限ります)

毎週 木

●使用するサービス / Zoom

こちらからも
アクセスできます▶



●予約 / 長野県司法書士会の
ホームページからのご予約が必要です。

※相続の相談は、下記の「常設電話相談」でも
お受けしています。

相談時間(45分以内)
①12:00～ ②13:00～

電話相談

平日の毎日、司法書士が電話で相談をお受けしています。

曜日や電話番号が相談内容ごとに異なります。

※祝日、8月13日～16日、12月29日～1月3日を除く

こちらからも
アクセスできます▶



相続・登記手続
消費者トラブル等の相談

毎週 月～金

※相談内容により、電話番号が
異なりますのでご注意ください。

●相続 ※相続に関するご相談は、上記の
Web無料相談もご利用ください。

- 遺言 ●遺産分割 ●生前贈与
- 相続放棄 ●空家問題 など

☎026-232-6110
受付時間 12:00～15:00

●登記手続(不動産・商業)

- 土地建物の登記手続
- 会社や各種法人に関する登記手続 など

☎026-232-9110
受付時間 12:00～14:00

●消費者トラブル・少額トラブル

- カードローンや消費者金融の使いすぎ
- 特殊詐欺や悪質商法
- 裁判所からの突然の呼び出し(訴状や支払督促)
- 個人間のお金の貸し借りや交通事故、
ペットに関するトラブル など

☎026-233-4110
受付時間 12:00～14:00

月曜日 / 会社法務

- 会社設立・解散 ●事業承継 ●雇用問題 など

火曜日 / 借地借家

- 貸家の明渡し ●契約の更新
- 敷金の返還 ●家賃の増額や減額 など

水曜日 / 夫婦・親子

- 親権・扶養義務 ●離婚と住宅ローン
- 離婚による財産分与・面会交流・養育費 など

木曜日 / 成年後見

- 高齢者・障がい者の財産管理
- 後見人等の選任手続き
- お年寄りを狙った悪質商法 など

金曜日 / インターネット
トラブル

- ネット通販・オークションによるトラブル
- オンラインゲームでのトラブル
- アダルトサイトの不当請求 など

労働トラブルに関する相談

毎週 水

- 水曜日
- 解雇 ●ブラックバイト
 - 残業代を支払ってもらえない
 - 賃金や退職金の未払い など

☎026-232-2110
受付時間 17:00～19:00

生活が苦しい方のための相談

毎週 月

- 月曜日
- 生活保護を受けたい
 - 借金で悩んでいる
 - 家賃が払えない
 - 車上生活から脱したい など

☎026-233-1000
受付時間 15:00～18:00

司法書士は、法務局への不動産・商業法人登記の申請や供託手続の代理、裁判所提出書類の作成等を行い、これらの事務に関する相談に応じます。また、法務大臣の認定を受けた司法書士は、140万円以下の民事紛争について、簡易裁判所における訴訟、調停等の代理や裁判外和解の代理等を行い、これらに関する法律相談に応じることができます。

ご相談内容などの秘密は厳守します。